別表六の二（十五）付表一　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の３第１項から第３項まで（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「適用年度」の各欄は、租税特別措置法第68条の15の３第５項第10号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度ごとに、「地方事業所基準雇用者数の計算」の「(7)」から「(10)」までの各欄に準じて計算した数を記載すること。この場合において、その計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「認定年月日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日から最終適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間の月数　(18)」及び「(17)×$\frac{\text{最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数}}{\text{最終適用年度に係る連結親法人事業年度の月数}}$　(19)　」の各欄は、租税特別措置法施行令第39条の45の３第16項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する２年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合に記載すること。

4　「基準年度　(20)」の欄は、租税特別措置法第68条の15の３第２項の規定の適用を受ける又は受けた連結事業年度（同法第42条の12の２第２項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた事業年度を含む。）を記載すること。

5　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）開始の日の前日における租税特別措置法第68条の15の３第５項第４号に規定する雇用者の数が零である場合には、「(31)＋((31)×(別表六の二(十五)「３」)×$\frac{30}{100}$)　(32)　」の欄中「(31)＋((31)×(別表六の二(十五)「３」)×$\frac{30}{100}$)」とあるのは、「(31)＋((31)×$\frac{30}{100}$)」として記載すること。